

令和7年度 被扶養者資格確認調査書(特別認定者)

表

別紙4

提出期限:令和7年10月3日

データ抽出日:  
令和7年8月25日

組合員 情報欄	所属コード 所属所名	所属所コード(No.1) 所属所名(No.2)	組合員 番号	組合員番号 (No.3)	組合員 氏名	氏名カナ(組合員本人)(No.34)	性 別	性別 (組合員 本人) (No.35)	生 年 月 日	生年月日 (組合員本人) (No.36)	
被扶養者 情報欄	調査対象 被扶養者 氏名	氏名カナ(No.4)	性 別	性別 (No.7)	生 年 月 日	生年月日 (No.8)	年 齢	年齢 (No.9)	続 柄	続柄(No.6)	備考 住民票要添付(被扶養者)(No.32)

1.被扶養者の収入の有無について記載してください。

収入の 有無	<input type="checkbox"/> 収入があります。
	<input type="checkbox"/> 収入がありません。

収入がある場合は、裏面を参照し、  
**収入を確認できる書類を添付し  
てください。**

**年金は収入に該当します！65歳以上の方は、  
原則年金の受給者になりますので、必ず確認の上、  
申告願います**

2.被扶養者の同居・別居について記載してください。

(共済組合への登録住所(住民票上の住所)は同居でも、実態として別居している場合もこちらは別居になります。)

別居の場合、被扶養者への送金額やその方法等について記載し、組合員以外の扶養義務者がいる場合は、  
他の扶養義務者と対象被扶養者が同居している場合はその収入額、別居の場合は送金額について詳細を記載してください。

同居 別居	<input type="checkbox"/> 同居(単身赴任含む) <input type="checkbox"/> 別居	<b>同居の場合は添付書類なし。送金やその他の扶養義務者に関する添付書類は裏面を参照ください</b>	
送金額 及び 送金方法	月額平均 (送金額) 円	(送金方法等)	
		例)給与が振り込まれる口座を共有している。毎月訪問し、生活費として毎月〇万円を渡している。等	<b>調査対象者が配偶者または子 の場合は書類添付不要です</b>
組合員以外 の 扶養義務者	<input type="checkbox"/> います。 <input type="checkbox"/> いません。	氏名	被扶養者から 見た続柄
		被扶養者 と他の扶養義務者が同居の場合は収入額、 別居の場合は送金額を記載	
		<input type="checkbox"/> 収入(同居の場合) (年間) 円	
		<input type="checkbox"/> 送金(別居の場合) (年間) 円	
		<input type="checkbox"/> 収入(同居の場合) (年間) 円	
		<input type="checkbox"/> 送金(別居の場合) (年間) 円	<b>調査対象者が配偶者または子以 外の場合は、必ず裏面右下の扶 養義務者一覧を確認ください。</b>

・対象被扶養者が、母の場合は父や兄弟姉妹、対象被扶養者が兄弟姉妹の場合は、父母や他の兄弟姉妹が、扶養義務者となります。

組合員 証明欄	上記のとおり事実と相違ないことを報告します。 令和 年 月 日 氏名 (印)	所属所 証明欄	上記のとおり事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 電話番号( ) - 所属所名 所属所長職氏名 職印
------------	--	------------	---

注) 詳細については、裏面の「記入上の注意」を参照してください。

管内通番

所属所通番-全体通番

# 裏

## 記入上の注意

この調査書は、令和7年(2025年)4月1日時点で15歳以上であり、令和7年(2025年)3月31日以前に特別認定者(扶養手当上の扶養親族とされてはいるが、共済組合の被扶養者認定要件を満たしている被扶養者をいう。)として認定された者の資格確認を目的としています。

下記の事項に注意し、提出書類に漏れのないようにお願いします。

## 添付書類

資格確認調査 主な提出書類一覧		(※1)収入を確認 できる書類	(※2)送金額が確認 できる書類
収入がない方	同居		
	別居		配偶者、子以外の場合○
収入がある方	同居	○	
	別居	○	配偶者、子以外の場合○

注)同居要件者については、上記の添付書類の他、「世帯全員の住民票」を必ず添付してください。  
(確認調査書の備考欄に【住民票】を添付の記載のある方が対象となります。)

## ※1 収入を確認できる書類について(源泉徴収票での代用不可)

区分	添付書類
年金等受給者	年金改定通知書の写し・年金振込通知書の写し等(最新のもの)
給与所得者(アルバイト・パートを含む)	就職(雇用)証明書(様式集1-11) ※給与等支払証明書(教職員事務課様式別記第4号様式)での代用不可
事業所得者	確定申告書控え及び収支内訳書の写し
雇用保険受給者	雇用保険受給資格者証第1面及び第3面の写し

## ※2 送金が確認できる書類について(配偶者、子を除く)

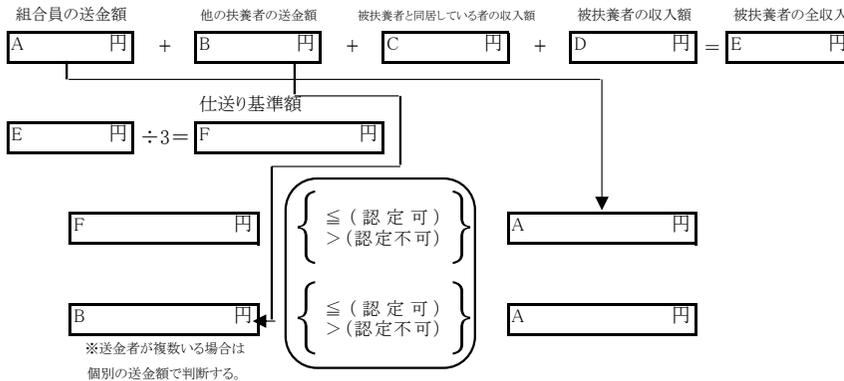
送金を確認できる書類(名義人、金額、使用者、受取人等を確認できるもの)	添付書類
送金方法	銀行振込
銀行振込	通帳の写し(インターネットバンキングのスクリーンショット可)
送金の代わりに家族カードを利用させている	ご利用代金明細書の写し(WEB明細のスクリーンショット可)
その他	個別に判断しますので、共済組合にお問い合わせください。

※添付書類の余白に送金方法等の詳細を記入し、送金者が組合員でない場合や受取人の名義が確認できない場合には、その理由を記載してください。

●別居の場合(単身赴任による場合を除く)の生計維持関係の考え方について  
別居している被扶養者の生計維持関係について、次の基準額以上の送金をしていることが必要です。

$$\frac{(\text{組合員の送金額} + \text{他の扶養者の送金額} + \text{被扶養者の収入額}) \div 3 \leq \text{組合員の送金額}}{(\text{他の扶養者が同居の場合は収入額})}$$

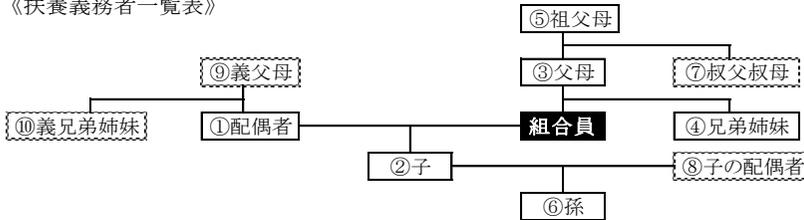
## 《別居者の被扶養者認定に係る判定表》



## ●「扶養義務者(他に扶養できる者)」の考え方について

組合員以外の扶養義務者が主たる扶養者である場合、認定することができません。  
※被扶養者や扶養状況によって、表に記載のない扶養義務者がいる場合があります。

## 《扶養義務者一覧表》



被扶養者	組合員以外の「扶養義務者」
①配偶者	組合員以外の扶養義務者は無し
②子	①、⑧
③父母	③の配偶者、④
④兄弟姉妹	③、④(被扶養者)の配偶者、④(被扶養者以外の者)
⑤祖父母	③、④、⑤の配偶者、⑦
⑥孫	①、②、⑧
⑦叔父叔母	③、⑤、⑦の配偶者、⑦の子
⑧子の配偶者	①、②、⑧の親、⑧の兄弟姉妹
⑨義父母	①、⑨の配偶者、⑩
⑩義兄弟姉妹	①、⑨、⑩(被扶養者)の配偶者、⑩(被扶養者以外の者)